

1-2-12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
9 栃木県	・精神神経系疾患により休職中の県立学校職員 ・精神神経系疾患により引き続き3か月以上傷病休暇で休んでいる県立学校職員	訓練については、休職者等の任意であるが、趣旨を理解してもらい訓練を受けよう指導している。	第1段階：職場に慣れる(平日) 第2段階：来客や電話に対応できる(6時間程度) 第3段階：一日職場で過ごすことができる(おおむねフルタイム) 第4段階：おおむね疾患前の業務を遂行できる(フルタイム) 実施場所は、職員の所属校	原則4週間程度実施。 ただし、状況に応じて延長も可能	なし	職場復帰のための訓練を行い、職務や職場に慣れることで、職務に支障がない状態まで回復し、自信を持って円滑な職場復帰が図れるようにする。	・主治医	・医師の診断 ・本人の意思、意欲 ・所属長意見 ・事務局人事担当職員の面談	なし	なし	原則、所属していた学校に配置する。 所属長の判断により必要に応じて業務内容の見直しを行っている。
10 群馬県	県立学校教職員、県費負担教職員で、精神疾患により病欠休職を命じられ又は病欠休職を取得しており、その期間が30日を超える教職員。または、30日以下であっても、主治医が必要と認める者、訓練の実施を希望する者、審査会で必要と認める者	あり	・第1段階 1日4時間×1週間(目的:学校の雰囲気慣れ) ・第2段階 1日6時間×2週間 ・第3段階 1日正規の勤務時間×5週間(目的:正規の勤務時間に合わせて生活リズムを作る) 実施場所:対象者の所属	原則8週間とし、16週間を上限とする。	賠償責任保険、普通傷害保険に加入	・病休者が職場への適応性を回復することで、復職に対する不安を軽減し、再発防止できる。 ・校長が病状の回復状況を把握し、復職に向け、所属の体制整備を図ることができる。 ・病休者等が復職しようとする場合、審査会における審査の資料とすることができ。	・精神科医師、公立学校長の代表、行政医師又は産業医師等	職場復帰訓練が計画どおり実施できる。	教職員健康保健審査会への勤務状況等の報告を行う。	復職後3か月間	所属していた学校に配置する。勤務時間の軽減は行わないが、所属長は本人と面接し、業務内容・量にについて取り組めるよう配慮する。
11 埼玉県	県立学校教職員、県費負担市町村立学校教職員、県教育局等職員で、精神疾患により休職している者	義務ではないものの、円滑な職場復帰を目的として、対象者は全員実施している。	【内容】 職場に慣れることを目的として簡易な業務等を行う「準備訓練」を実施する。その後、職場に慣れることから開始し、最終的には復職後の業務とほぼ同程度の訓練を行う「職場リハビリテーション」を実施する。 【準備訓練(1週間程度)】 開始2～3日目は原則として4時間程度とし、簡易な業務を行う。 原則として開始4日目は始業時から6時間程度、5日目は通常どおりとし、簡易な業務又は休職者の分掌のうち軽易な業務を行う。 【職場リハビリテーション(4週間程度)】 第1週は、準備訓練の内容を基本とし、必要に応じて他の業務を実施する。 第2週以降は、原則通常勤務と同様とし、必要に応じて適宜業務内容を変更する。 【実施場所】 休職者の所属所	5週間程度	あり(傷害保険に加入)	復職支援プログラム中は、勤務時間と勤務内容を徐々に増加させている。プログラム受講者が、通常勤務できる状態まで徐々に慣らす事で、復職後に心身面で大きな負担を生じさせないことについては、一定の効果があると考えられる。また長期にわたるプログラムを実施することによって、主治医や「埼玉県教職員健康審査会」の委員が、受講者の状態について、詳細に把握できるとともに、復職後に必要な措置についてもより一層検討ができる。	・主治医 ・教職員の休職、復職等の可否を審査する「埼玉県教職員健康審査会」の委員(医師)	職務を滞りなく行えるかどうか	教職員健康審査会への状況報告 主治医の診断書及び所属長の観察報告書による。 ・主治医・家族等との連携 所属長等による経過観察を行い、必要に応じて主治医・家族と連絡を取り合う。	教職員の健康状態について、医学的判断に基づいた、個別に応じて必要な期間	原則、所属していた学校に配置する。所属長の判断により本人の状況、他の職員の状況を踏まえて校務分掌等を軽減している。
12 千葉県	学校職員	はい	原則6か月以内の職場復帰支援プログラムを作成し、所属校において職場リハビリテーションを行う。	原則6か月以内	傷害保険加入	・復職支援プログラムの実施状況を職場復帰可否の判断材料としている。 ・フルタイム・フル勤務に向けて段階的に取り組むため、無理のない復職につながっている。	千葉県公立学校教職員健康審査委員会(精神科医)	明確な基準は設けていないが、「フルタイム勤務を1か月程度継続できること。また、職務を滞りなく遂行できること」を一応の目安としている。	校内受入態勢の整備 症状の再発や新たな問題の有無	随時(特に期間内に定めていない)	所属している学校に配置する。
13 東京都	行政系都立学校職員及び行政系区市町村費負担職員のうち、精神疾患による病欠休職者で、東京都教育委員会教育長が訓練を受けることが適当と判断した者	なし	【計画】(最初の1/3程度) 週に2～3回、2～4時間程度 【計画】(中間の1/3程度) 週に3～4回、6～7時間程度 【計画】(訓練終了前の2～3週間) 週に5日、7時間45分 【内容】 ①課内文書の配布、交換業務 ②書類のコピー作業 ③台帳などの整理 ④パソコン等による資料作成 ⑤統計整理、等 【実施場所】 対象者の所属学校	1か月～3か月	なし	実際の職場で訓練を実施するため、復職時の負担を軽減する効果が期待できる。	休職期間が満了すれば復職する。 休職期間の途中で復職する場合は主治医や指定医師の診断と教育委員会が判断する。	勤務に耐えられるかどうかを主治医の診断書や校長の意見等から総合的に判断する。	なし	なし	復職時は所属していた学校に配置するが、人事異動時期において、本人の状況等を鑑み、人事配置している。
14 神奈川県	県立学校に勤務する職員及び県費負担教職員のうち、心身の故障により休職中の職員の内円滑な復職を図るため、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためのリハビリテーションを行う。 ・職場リハビリテーションの期間は、3か月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出た期間とする。 ・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。	なし	・心身の故障により休職中の職員の円滑な復職を図るため、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためのリハビリテーションを行う。 ・職場リハビリテーションの期間は、3か月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出た期間とする。 ・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。	3か月以内	・希望者は、職場リハビリテーション実施中の事故及び自傷に、職場リハビリテーション実施場所との往復中の事故を補償の対象とした傷害保険に加入することができる(平成26年5月12日から保険適用)	職場リハビリテーションの適当な日数や時間を段階的に通常の勤務に近づけていくことと、復職後に担当する予定の業務内容等について時間をかけて確認できるなど、休職者の円滑な復職に効果をあげている。	健康審査会委員4名(精神科医) 主治医 主治医以外の医師1名	一般疾患については、主に傷病の回復状況 精神疾患については、回復状況のほか本人の意欲、業務適性等を総合的に勘案し判断	健康審査会において決定した措置状況に応じて、定期的に健康経過報告書、診断書、勤務適応状況報告書等を所属長を経由して提出させる。	健康審査会において普通勤務、かつ、健康の措置判断が下されたまでの期間	復職にあたり、健康審査会が勤務軽減等の措置を行っている。
15 新潟県	【対象職員】 県立学校教職員 【対象内容】 ・休職の発令を受けている教職員 ・3か月以上むたり病欠休職を取得し又は取得を予定している教職員 ・所属長が支援を必要と認めた教職員 【受講条件】 ・病状が安定している。 ・職場復帰に意欲があり、試し出勤の実施を希望している。 ・主治医が可能であると判断している。	なし	【試し出勤の実施場所】 【試し出勤者の在籍所属】 【試し出勤の実施業務(事務職員の場合)】 ・第1段階…職場の雰囲気慣れ。(週2日・2時間程度) ・第2段階…職場・仕事の内容に慣れる。(週3日・3～4時間) ・第3段階…職場・仕事の内容に慣れる。(毎日・3～6時間) ・第4段階…職場復帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日・4時間～正規の勤務時間)	試し出勤の実施期間は原則として4週間以内	試し出勤者は傷害保険に加入	長期間勤務から離れていたことによる職場復帰に対する不安を軽減し、職場復帰をスムーズにする	医師(2名)	医師の診断書	復職後、保健師の学校訪問や電話による、状況を把握している。	状況により個別に判断	個々の状況に応じて必要な配慮を行っている。
16 富山県	富山県公立学校教職員において病欠休職から復職する者	原則、本人の希望に基づき、状況により個別に判断	職場復帰に向けた支援の流れとしては、①療養に専念する時期 ②職場復帰の準備を始める時期 ③試し出勤を行う時期 ④職場復帰に向けた最終調整を行う時期 ⑤職場復帰後のフォローアップの時期としている。 【試し出勤を行う時期に行う支援計画の例】 (例1)3段階で ゆっくりと ・初期段階(数時間から半日程度の勤務) ・中期段階(半日～6時間程度の勤務) ・最終段階(正規の時間による勤務) (例2)4段階で きみ福かく ・第1段階(職場の雰囲気慣れ) ・第2段階(職場に慣れる) ・第3段階(さまざまな職務を行う) ・第4段階(職場復帰の具体的な準備を行う)	本人の状況に合わせて実施	なし	段階を経て復職することで、円滑な職場復帰に繋がる。	主治医、他医師1名の計2名	・復職のための「試し出勤」の状況 ・医師の診断(2名)	学校長や事務長の面談	状況により個別に判断	個々の状況に応じて必要な配慮を行っている。
17 石川県	事務職員等	あり	復職後、3月の勤務軽減プログラムを実施している。	3月間(延長可)	なし	出過ぎな職務復帰と再発防止につながっている。	人事課福利厚生室所管の健康審査委員の「精神部会」委員である医師	・本人の意思 ・医師の診断 ・所属意見 ・面接での診断	B(要軽業)、C(要注意)の判定を受けている者の審査会に提出し、その判定に応じて必要な措置を行う。	該当者の判定区分がD(健康)となるまでの間	個々の状況に応じて必要な配慮を行う。

1-2-12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めるか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
18 福井県	○県立学校の事務職員については、知事部局「職場復帰支援プログラム」を準用している。 対象者：精神疾患により病休状態中(90日を超えらるるに限る。)または休職中の職員等で、病状が安定した職員	なし	・第1週:1日の従事時間2時間程度、出勤に慣れる、定型の軽業務 ・第2週:1日の従事時間4時間程度、職場に慣れる、定型の軽業務 ・第3週:1日の従事時間6時間程度、仕事に慣れる、補助的な業務 ・第4週:1日の従事時間7時間45分、通常勤務に慣れる、復帰した場合の業務	①試し勤務の期間は1か月の範囲内で必要と認められる期間とする。ただし、試し勤務の実施状況から必要と認められる場合には、1か月の範囲内で延長することができる。	共済組合は、対象職員を被保険者とする傷害保険に加入 ①補償対象 ②就業中の事故、ケガのみ(通勤中を含む) ③保険金額 ・死亡・後遺障害保険金 500万円 ・入院保険金 日額 3,000円 ・通院保険金 日額 2,000円	本県において、令和3年度に復職プログラムを実施した事務職員は0名であった。	・職場管理者、産業医知事部局人事担当課の人事担当、保健師、メンタルケア専門員を含めたメンタルケア会議で検討	・病状の回復状態と職務遂行能力の回復状態	所属長およびメンタルケア専門員によるフォローアップ	なし	・通達障害等による休職が復職する際、異動により勤務環境を変えなければならない場合も多い。このため、状況に応じて判断するようになっている。
19 山梨県	山梨県教育委員会の任命に係る教職員のうち休職中の方で、次の条件を満たした者とする。ただし、休職発令がされていない者についても、次の条件を満たせば実施できるものとする。 一 規則正しい日常生活を送ることができ復職への意欲を持っている者 二 主治医が、病状や体力等の回復状況から職場リハビリを実施可能と判断した者 三 所属長が受け入れ可能と判断した者	なし	実施場所は、対象者の元の所属とするが、元の所属に不適合等がある場合はこの限りではない。内容は、出勤に慣れるための出勤訓練から始まり、学校、仕事、授業等に慣れ、復帰のための準備まで段階的に計画し実施する。	原則として2か月程度とする。ただし、疾病等の状況により変更又は中止できるものとする。	対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。保険内容：就業中、通勤途上の災害・ケガ 死亡・後遺障害 2,000万円、入院日額 5,000円、通院日額 3,000円	職場リハビリテーション利用者数は年々増加し、リハビリを実施した職員の割合が職場復帰している。	主治医、県教委衛生管理医	①本人が職場復帰に対して十分な意欲を持っていること ②生活リズムが確立していること ③一人で安全に通勤できること ④病状が安定して再発の恐れがないこと ⑤通院や服薬などが確実に実行されていること ⑥業務を行うための持続力・集中力・体力があること ⑦必要に応じて人間関係が改善されていること	学校管理職、県教委人事担当者及び県教委保健師が連携を図り、電話等で本人の状況を把握 ※必要時、衛生管理医・本人・管理職・人事担当者で面談を行う	衛生管理医、本人、所属、人事担当者、健康管理担当等の面談により個別に判断し、支援	・職場復帰支援プランに基づき対象者を支援するとともに、所属長の職務状況及び健康状態等を観察し相談に応じる。 ・原則、所属していた学校への配置 ・就業上の配慮が必要な場合は、「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書」を衛生管理医が作成(就業短縮の場合の期間は3か月)
20 長野県	県教育委員会事務局、教育機関、高等学校、特別支援学校の職員、小中学校の職員で市町村教育委員会から依頼を受けた職員 上記のうち精神疾患により休職等している職員で希望する者	なし	①職場リハビリテーション 県庁内 ・集団精神療法(リラクゼーション・生活技能訓練等) ・模擬授業 ②職場リハビリテーション 在籍する所属(校) ・授業参観、清冊指導等、学習指導案づくり ・授業の実施 ・時間とおりの授業実施 ・授業の他に職務分掌等時間とおりの職務の実施	①8回 ②8週間	なし	自己を振り返り、職場の応応性や様々な環境の変化に対する適応力や高め、問題が生じた場合の対処方法を学ぶ。集団リハビリテーションでは、模擬授業を実施することにより職務の関心を取り戻し、自信・意欲の回復を図る。職場リハビリテーションでは、管理職や指導者の下、業務を実施して授業展開における自己の課題に取り組む。	教職員健康診査委員会である精神科医師3名	①病状及び職務能力が職場復帰するに適切な状態に本当に回復しているか ②職場復帰に向けて意欲は十分か ③復帰後、体力的に他の教職員と遜色なく勤務できるか(身体が慣れたか) ④自分自身が精神神経系疾患に罹患したことを前向きに捉え今後の職務に活かしているか ⑤ストレスに対して対処できるか ⑥職場の受け入れ体制が整備されているか	3か月に1回、所属長から経過報告を提出。健康診査会で審査を行っている(小・中学校は除く。)	なし	所属長が主治医と連携し、本人の職務軽減を図っている。
21 岐阜県	精神疾患等(精神疾患又は一般疾病(機能障害が致すものに限る))により休職している職員	なし(復職審査の資料としてプログラム内容の提出が必要となる。)	・実施内容：第1～5段階に分けて段階的に実施時間、プログラム内容を充実させていき、復職後の職務に慣らしていくもの。 ・実施場所：対象職員が所属する職場	2か月以上(40日間以上)	あり(教職員互助組合等により傷害保険料を助成)	・対象職員の職場復帰に対する不安の軽減 ・対象職員の職場復帰後における精神疾患等の再発抑制	【精神疾患の場合】岐阜県教職員保健審査会第2部会(精神・神経系疾患を担当)の委員の事前診察を実施し、審査会で診察を行った委員の審議による。 【一般疾病の場合】第3部会(機能障害の残る一般疾病担当)委員である医師(専門医)2名	保健審査会第2部会(精神・神経系疾患担当)での審査は、審査委員(精神科医)3名以上を対象者の事前診察を実施し、審査会で診察を行った委員の審議による。	④四半期ごとに所属長から経過報告書を提出 ⑤復職後、健康相談を実施(①、②の小・中学校を除く。)	なし	職員の状況に応じて、必要な期間
22 静岡県	県立学校教職員、市町村立学校教職員(指定都市を除く)並びに県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する教職員。主治医から指示された場合は、90日未満の承認であっても訓練を行うことができる。	なし	職場復帰訓練として、概ね4週間実施している。 ・第1段階は慣らしとして2時間程度の訓練 ・第2段階は半日程度の訓練 ・第3段階は6時間程度の訓練 ・第4段階はフルタイムの訓練 実施場所：原則所属校 計画立案時や訓練実施中に、必要に応じて保健師・心理士が面談実施。 訓練終了後、職場復帰相談(精神科医)に所属が受け入れ体制や対応について確認・相談をすることをしている。	休職期間中に概ね4週間実施。主治医の指示により2週間以上実施する場合もあり	対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。死亡・1,500万円、入院日額 5,000円、通院日額 3,000円	段階的に職場に慣らすことで、円滑に職場復帰することができる。また、訓練を実施するまでに回復できていないケースを訓練を通じて判断することができる。	主治医、所属長の意見を基に教育委員会が判断。	・主治医の意見 ・復帰する意欲があること ・フルタイムの勤務が可能な状態であり、毎日、確実に出勤できること ・主治医の意見と所属長の意見が異なる場合は、保健師・心理士が受診に同行し、主治医と面談して調整。	復職3か月後に、状況報告書を提出。 校長が希望する場合は、職場復帰相談医や保健師・心理士に相談可能。	なし	個別の状況による
23 愛知県	精神疾患による休職中の方で、その病状が安定し、プログラムを実施の結果、希望する教職員(県教育委員会が適当と認められる場合は、その他の疾患による休職中の職員も対象とすることができる。)	なし(プログラム実施の結果、希望する教職員(県教育委員会が適当と認められる場合は、その他の疾患による休職中の職員も対象とすることができる。)	内容：対象教職員が休職前に従事していた職務を考慮して、主治医と相談のうえ決定。初期段階から多様な負担が実施場所：原則、対象教職員が所属する公立学校	原則1か月以内であるが、県教育委員会が必要と認められた場合は、休職期間が終了する期日まで実施を継続することができる。	あり(傷害保険)	復職支援プログラムの実施で段階的に負担が軽減されたことにより、本人にとっては、徐々に生活リズムが確立していき円滑な復職に資することができる。また、学校にとっても復職後にどのような配慮を実施すべきかが明確になることから円滑な学校運営に資することができる。	県教育委員会が委嘱した医師2名	本人、家族、管理職と面談で、疾病の回復への経過、復職支援プログラムの実施状況、復職後の不安や適応、復職後の治療予定、再発に対する予防策、家族調整や復職後の支援体制等について確認した上で、学校現場において教職員として7時間45分勤務が可能な状態であるかの医学的診断	・復職審査の結果、事後復職の内容により、当該校長が作成する後保護計画に基づき後保護を実施する。 ・後保護実施中に、必要に応じて、教育委員会保健スタッフが管理職及び本人と面談を実施する	原則3か月。ただし、必要に応じて3か月の範囲内で延長が可能。	原則、所属していた学校へ配置される。 ・職場復帰するに際し、復職後1か月(状況により必要と認められる場合は、最大3か月まで延長可能)勤務軽減制度を利用することができる。
24 三重県	精神神経系疾患による①休職者 ②3か月以上の休職者	①②共通：本人の希望及び県教育委員会教育長が必要と判断した場合	①共通 ・段階的に行い実施 第1段階：生活リズムを整える(週5日、2～3時間) 文書作成、図書管理と整理など 第2段階：職場の雰囲気慣れる時期(週5日、4時間) 補助的作業(文書作成)、指導案作成、授業参観など 第3段階：職務を視野に入れた時期(前期週5日、6時間) 授業参観、給食、担当教科の研修 第4段階：職務を視野に入れた時期(後期週5日、6～8時間) 授業参観、給食、教科研究、授業 ・実施場所：所属校	①原則、4週間程度 ②原則、2週間程度	①②共通：なし ③次年度検討中	・本人の復職への不安軽減と自信の回復につながる ・病気の回復状況や職場への適応度が把握できる ・周囲の理解や支援状況が確認できる ・復職時に必要な支援が検討できる	専門医委員(精神科医)、専門医以外の委員(県立学校長代表、中学校長代表、小学校長代表)	・医師の診断状況、復職訓練状況、復職面談での状況、管理職の意見、市町村教育委員会の意見等から審査会で審議 ・審査会の答申決議は、原則として全員一致とする。ただし、意見が分かれる時は、多数の意見をもって審査会の答申とする。	①復職1か月、3か月、12か月後の報告を学校長から受けるようにしている。 復職後1年間(回復状況)により必要と認められた場合は、2年以内まで延長(可能)は、リワーク支援専門員の派遣制度が活用できる。	①12か月 ②なし	・原則、所属していた学校へ配置される。 ・職場復帰するに際し、復職後1か月(状況により必要と認められる場合は、最大3か月まで延長可能)勤務軽減制度を利用することができる。
25 滋賀県	県立学校、県教育委員会事務局および教育機関に勤務する教職員。(市町村立学校に勤務する県教育委員会事務局については各市町村教育委員会が所管しているため、実施内容等把握していない。)	なし	①療養中のケア：主治医との協議 ②試し出勤の実施 ・所属長は対象職員の療養期間、職種、担当業務および職務の状況等を総合的に勘案し、「試し出勤実施計画書」を作成し、実施する。 ・試し出勤実施後は主治医による職場復帰可否判断を行い、その後、産業医(精神科)の面談を行う。 ③復職後の相談	①休職中 ②休職中(復職予定)1～2か月前 ③復職直前 ④復職後	②のみ公費により傷害保険に加入する。	試し出勤は、平成29年度に1人、平成30年度に2人、令和3年度に1人が利用した。	医師2名 医師2名の診断	・勤務軽減措置 ・相談事業	・勤務軽減措置 休職期間満了日の翌日から起算して週間を短縮し、週間内、ただし、遅業日が必要な場合は2週間を超えない範囲内で延長することができる。 ・相談事業 本人の希望に応じて必要と認める間	特記事項なし	

1-2-12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について				
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公表に関する保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮	
26 京都府	精神及び行動の障害により休職を命じられた府立学校教職員及び府費負担教職員で次のすべてに該当する場合であって、教育長が適当と認めた場合 ①規則的な日常生活を送ることができる程度に病状が安定していること。 ②対象教職員自身が職場復帰に意欲を持ち、ならし勤務の実施を希望していること。 ③主治医が職場でのならし勤務の実施が可能と判断していること。 なお、90日を超えて病休休暇を取得中の者も同様に実施が可能である。	なし	開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、対象教職員にとって負担となるため、まず、通勤に慣れることから始め、軽めの作業を短時間行うなど、職場に慣れることを目的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れ、いよいよ、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。	3か月の範囲内ただし、必要と認められる場合は期間を延長	ならし勤務中の災害等を保証する保険制度に、府の負担で加入することができる。	復職に向けた回復の程度について、ならし勤務を実施しながら、本人・学校とも実感・把握することができるため、より正確に職場復帰の判断ができ、また、復職後の円滑な業務遂行に活かしている。	・医師2名(うち1名は国公立病院等に勤務する者) ・京都府公立学校教職員疾病専門家会議(医師・行政職員で構成)	・就労意欲があること ・所定の勤務時間における勤務が可能と判断されており、毎日、確実に出勤できること	校長は、対象教職員の職場復帰が決定した場合に、職場復帰後の支援計画書を作成し、教育長に報告する。また、必要に応じて職場復帰支援チームの精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けることができる。	支援計画書に記載の期間	学校に復職した教職員に対し、次の長期休業日の前日まで非常勤講師等を措置する(4か月程度。長期休業日は措置しない)。	
27 大阪府	①精神疾患により休職期間が1年以上を超過し、復職の意思を示すとともに復帰訓練を希望する者	なし	①大阪府立学校職場復帰支援プログラムに基づき、各校において、主治医、産業医と連携を図りながら病休休業から職場復帰後のためのフォローアップを実施。 ②公立学校共済組合大阪支部が委託する大阪メンタルヘルス総合センターで実施される精神疾患による休職から復職後、概ね1年以内の教職員を対象とした、復職後支援講座を年度当初に教育庁から案内。	①各校が決定②4月～7月の間に1回～2回実施。	なし	対象となる職員が少なく、また各学校での実施となるため、効果が困難	医師①名 医師②名	医師②名の診断	精神疾患により休職していた教員に対して、校長が復職後の状況を主治医から聞き取りを行い、教育委員会に報告するものとしている。	1か月	所属していた学校に配置する。	
28 兵庫県	県立学校教職員及び府費負担教職員で病休休暇・休職者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム。対象者の所属する職場において、段階的に行う。 ・同僚等とコミュニケーションをとる ・補助的作業 ・通常勤務の準備	職場復帰約2ヶ月前から原則として4週間	なし(任意で(財)学校厚生会「職場復帰助成」事業に加入)	精神科医3名	・医師2名(うち1名は国公立または公立の病院または、これと同等と認める医療機関に勤務する医師)の診断書と校長の副申書により、病休休暇取得前同様の状況まで快復しているかチェックすることに確認し、復職を判断する。	健康管理審査会で審査	復職1か月後、2か月後、3か月後、6か月後	なし		
29 奈良県	精神疾患による休職期間が1年以上を超過し、復職の意思を示すとともに復帰訓練を希望する者	なし	・所属及び主治医の意見を聴いてその内容を定め、休職者からの願い出しよりその所属する学校において所属長の指導のもとで行う。 ・学校一足を進めさせる。 ・管理職・同僚とのコミュニケーションを図る。 ・事務職に慣れるために簡単な文書を作成したり、補助的作業等を行う。	3か月	なし	復職前に、徐々に調子をとり戻すための期間を設けることで、不安を解消し、徐々に職場の空気になじんでいくことができる。 また、職場側も、職場復帰訓練期間中の本人の様子を知ることによって、受け入れ態勢を整えられる。	奈良県教育メンタルヘルスに関する審査会 ・精神疾患に関する専門的知識を有する者 ・その他教育長が適当と認める者	医師の診断書、なお復帰訓練を実施した場合は、観察記録等も参考に参照する。	なし	なし	なし	
30 和歌山県	和歌山県教職員健康審査会において、確認作業の指導区分判定を受けた者	あり	勤務校において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等を行う。本人と校長、市町村教育委員会が相談し、内容を決定している。	原則として、4週間	あり(互助会負担)	4週間の支援プログラムを実施することにより、スムーズに職場に復帰できている。	医師4名(精神科医2名、保健所長1名、内科医1名)	復職審査(審査会1)→主治医の意見(通院状況、現症、診断、処方内容)本人及び管理職との面談(コミュニケーション力、社会性等)、1か月の確認作業の実施 復職審査(審査会2)→面接復職審査(審査会3)→学校長の報告書(校長の観察記録、本人の行動日記)審査会1、2、3をふまえた総合判断	校長が、勤務校における勤務状況全般について観察するとともに、左記審査会で審査	3か月	なし	
31 鳥取県	県教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び府費負担教職員のうち神経・精神障がいによる休職者	あり	(1)復職の意思確認と職場復帰訓練実施が可能と記載されている診断書の提出(本人の気持ちや先行しやすいので、主治医の判断を診断書で確認) (2)復職支援検討会の開催 【メンバー】所属長、本人、主治医、教育委員会管理担当、教育委員会健康担当、その他必要職員 【内容】・症状や経過の共有、主治医の助言・復職期間や訓練内容の検討・復職に向けての流れや制度の説明等 (3)職場復帰訓練の実施 【期間】4～6週間 【内容】 ・第1ステップ(半日勤務)職場の雰囲気慣れる。 ・第2ステップ(6時間勤務)職場に慣れる。 ・第3ステップ(通常フルタイムの勤務時間)業務量を軽減し、調整しながら8時間勤務を行う。児童生徒や職員との関わりを持つ。 ・第4ステップ(通常フルタイムの勤務時間)復職後の勤務内容(本務)の実施。仕事量を意識しながら、7、8割程度の内容を実施。 ※職場復帰訓練期間中、教育委員会担当が所属、学校を訪問、事務室、職員室、所属等で業務をしている様子を確認、本人との面談、本人及び関係者で復職の会の開催。復職に向けての手続きや、見直しに向けての説明等を行う。 (4)職場復帰訓練後、主治医及び健康審査会委員(精神科医師)の受診し、診断書及び関係書類を県教育委員会へ提出。	4週間～6週間程度	あり(公費)	・職場復帰への不安の解消と自信の回復、意欲の向上。 ・訓練を通して、現症や体調の変化や安定具合を所属、関係者及び本人も確認できる。 ・職場復帰訓練後、勤務時間や業務内容や業務量を徐々に増やしていき、復職後の業務に近づける実践することによって、スムーズに復職することができる。 ・勤務時間や職務内容、職務内容や業務内容、業務量を徐々に増やしていき、復職後の業務に近づける実践することによって、スムーズに復職することができる。 ・本人、主治医、管理職、関係職員等との情報交換や話し合いができ、フォローアップがスムーズにできる。	医師4名(健康管理審査会の委員)	職場復帰訓練の実施状況(計画通り継続して勤務できたかどうか、体調の安定状況、管理職、本人の実施報告の内容)、職場復帰訓練実施後の主治医及び健康審査会委員の診断書(診断書)、及び健康管理審査会での面談者の様子を総合的に評価し、健康管理審査会で審議して復職の可否を決定する。また健康管理審査会では復職後の勤務制限を含め健康管理区分を決定する。	健康管理区分による勤務制限、職場でのフォローアップ。 ・定期的開催される健康管理審査会にて経過審査を行う。審査会には主治医及び健康管理審査会委員の診断書、傷病状況報告書(本人記載)、観察報告書(所属長記載)等を所属長、市町村教育委員会を經由して県教育委員会へ提出する。 ・県教育委員会健康管理担当による学校訪問、面談を実施し、復職後の経過観察やフォローアップを行う。	3か月毎の健康管理審査会での復職後の経過観察。	3か月毎の健康管理審査会での復職後の経過観察。	現任校(現所属)での復職を原則とする。
32 島根県	島根県教育委員会に任在する教育職員及び島根県教育委員会事務局職員等であった心の問題により休職等の者	なし	・実施場所：原則として対象者の所属所 ・実施内容：職場復帰後の勤務内容に準じて、段階的に訓練を行う。 I 支援プログラムの計画立案： ・本人が職場へ向けるという行為を、日常的にできること。 ・管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てる。 II 支援プログラムの開始： ①職場の状況を確認する。 ②状況をみながら判断する。 ③教職員との関わりをもつ。 ④児童生徒との関わりをもつ等 III 支援プログラムの見直し ・実施内容等については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。	実施期間：原則3か月以内とする。ただし、病状により計画の変更(短縮、延長、中止)を行うことができる。	あり(互助会負担、互助会員以外：公費)	復職プログラムを実施した上で、職場復帰すること、自己において休職前と同程度の業務に復帰することができる。	精神科を専門とする医師	事務処理を滞りなく行えるかどうか	所属長は職場復帰後の病状を確認し、職務上の配慮により再発予防を行う。 専門カウンセラー(精神科医師)、保健師による随時相談(電話・メール・面接等)、臨床心理士による相談等によるフォローアップを行っている。	なし	主治医等の意見は無いが、健康診断委員会と確認しながら負担軽減を図る。	
33 岡山県	岡山県教職員健康診断審査委員会において、精神疾患等により休職している者	原則として、対象者全員実施	・補助的作業、指導案の作成、授業参観、給食清掃指導、授業実施等 ・所属長と対象者及び主治医と十分協議し、復職プログラム計画を作成する。また、精神科医・臨床心理士からなるメンタルヘルス部会において、本人と所属長を含めて面談を行い、各個人の状況に応じた計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属である。	原則4週間	あり ・普通傷害保険 補償内容：死亡・後遺障害2,000万円 ・賠償責任保険 補償内容：対人1名1億円、1事故6億円、対物1事故100万円、免責なし	・所属に慣れるための一定の期間を設けることで、対象者本人の対人関係面での不安を徐々に解消するとともに、業務遂行に必要な能力面において休職前の落差を少なくすること。 ・所属は、復職プログラム期間中の本人の状況を把握することで、復職後の受け入れ態勢を整えることができる。	岡山県教職員健康診断審査委員会 ・保健所長 ・精神保健福祉センター所長 ・医師	岡山県教職員健康診断審査委員会が「要休職」(勤務を休む必要がある)以外と判定されるもの(本人面接、委員による事前診断、復職診断書等により判定)	復職後、所属長が対象者及び関係者と面談報告書を作成する。メンタルヘルス部会は、その報告書に基づき状況を把握し、指導助言を行う。 復職後に必要に応じて再発防止に向けた助言等を行う。	原則として、復職日から換算して6か月経過後まで	人事配置の配慮はないが、健康診断委員会からの助言を受け、復職後、しばらくの間、業務負担軽減等について、学校長へ依頼している。	

1-2-12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受診を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費に対する保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
34 広島県	精神疾患による病欠 休職者	あり	①休職開始時及びその後3か月ごとに状況を把握し、必要に応じて、助言等を行う。 ②復職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務を実施する。	①については休職期間中 ②については1か月程度	1)3)②の者に対し自宅出発から勤務中及び帰宅まで補償 ・普通傷害保険(死亡・後遺障害:2千円/日、入院:1万円/日、通院:5千円/日) ・賠償責任保険(対人:1名1億円,1事故6億円(限度額),対物:1事故750万円(限度額))	復職審査実施前において、所属校における復職プログラムを実施することにより、復職に向けて心身を慣れさせることが可能となる。また、復職プログラム実施期間中における状況から判断して、復職を取りやめる例もあり、復職後において再び復職が必要となる状況となること防止となっているものも考えられる。	一般審査会の委員は、内科、外科、整形外科等の専門医師5名を委嘱する。 精神審査会の委員は、精神科の専門医師6名を委嘱する。	主治医の診断書、所属校での試験的勤務の状況、本人及び家族等との面接を参考に個別に判断する。	校務分掌の軽減や相談体制の整備等を図るとともに、面談等により復職後の1か月の状況を把握する。	1か月	本人の健康状態に応じて、個別に検討する。
35 山口県	県教育委員会が任命する職員のうち、精神・神経系疾患のため休職を命じた者又は病欠休暇の承認を受けた者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム ・休職(病休)中の「1か月程度」をかけて復職準備を行う。 ・実施場所は該当者の勤務公署 ・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務レベルに到達することを旨とする。	1か月程度	復職プログラム実施中は保険措置あり	復職後、再度休職する者が減少すると、円滑な職場復帰に向けて、一定の成果を上げている。	医師2名(1名は国立若しくは公立機関の医師)	一日の通常業務を滞りなく行えるかどうか	所属長が面談等により状況を把握するとともに勤務状況等を県教育委員会に報告する。	復職から3か月及び6か月経過後	なし
36 徳島県	精神性疾患により病欠(連続30日以上に限る)又は病欠休職中で病状が安定し、職務復帰を希望する教職員	なし(希望制)	所属校(勤務場所)において、当該休職者等の病欠の内容、休職等の期間、担当業務及び職場の状況等を総合的に勘案し、所属長が当該休職者等及び主治医と協議して定める。	1か月。なお、当該プログラムから必要と認められる場合は期間を延長することができる。	傷害保険に加入	病欠休職中又は病欠休職中の教職員の円滑な職務復帰、復職への意欲の向上に効果がみられる。	教育委員会関係課長3名に加え、医師5名(精神科、心療内科、産業医)、臨床心理士1名で復職審査会を構成する。	事務職員の職務復帰プログラムについては教育職員同様希望制であり、1か月のプログラムを実施できれば復職となり、特に詳細な基準はなし(教育政策課主番)	復帰後の勤務状況全般を所属長が観察し、1現在の本人の状況、2職場の受け入れ状況、3所属長の意見等を記述した報告書を提出する。	3か月後	なし
37 香川県	精神疾患により長期療養中の教職員	あり	・精神疾患による長期療養中の教職員が復帰前にその職務についてウォーミングアップする。 ・原則として、4週間とし、長期療養者が所属する学校において行う。	原則として、4週間(4/27.1月～)	県教育委員会が「普通傷害保険」及び「施設賠償責任保険」に加入している。	職場復帰に向けて、段階的に心身の準備ができて、復帰初日の負担が少なくなった。 復帰プログラム実施によって、長期療養者の心身の状況や支援すべき点が明確になり、後の職場復帰に向けた体制の充実につながった。	教育委員会の諮問に応じ、「香川県教職員健康審査会」において、教職員の精神疾患に係る健康状況について審査し、答申する。 この審査会は、精神科医である委員4名で構成される。	職場復帰プログラム中の勤務状況に関する校長の意見や主治医等の医師の診断結果を踏まえ、業務遂行の可否を総合的に判断する。	「香川県教職員健康審査会」において決定した措置状況に応じて、本人からの健康状況報告書に所属長の意見を添えて提出を求めている。	教職員の健康状態について、医学的判断に基づいた、個別に必要に応じて期間	職場復帰支援計画を作成し、業務の負担軽減等の配慮を行う。
38 愛媛県	精神疾患により休職している公立学校教職員	なし	①休職者及び主治医の同意を得てシステムを運用 ②教職員復職サポートチーム(休職者及び所属職場の支援)と学校復職支援班(休職者の職場復帰の支援)が連携しながら、休職中から復職後までの継続した支援を実施 ③復職前、休職者の不安軽減を目的に「リハビリ出勤」を所属校で1か月実施 ④復職後、対象者の負担軽減を目的に「復職サポート職員(非常勤職員)」を1か月設置可 ※サポートチーム構成員:産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師等	必要な期間(リハビリ出勤は原則1か月(4週間))	リハビリ出勤中の傷害保険料を公費で負担	休職開始からの関わりにより、復職に向けた見通しを持つことができた。 学校現場に即した具体的なプログラムによるリハビリ出勤実施を通して、本人の自信回復と学校現場の受け入れ体制づくりにつながっている。 また、復職後も所属校との連携や精神科産業医面談等により再休職防止となっている。	主治医 産業医 精神科産業医 臨床心理士 嘱託臨床心理士	回復の程度 主治医の意見 本人の意思	復職した3か月後及び6か月後、所属長がサポートチームに復職者の状況を報告する。サポートチーム構成員が、必要に応じて本人等と面談する。	必要期間	所属していた学校に配置する。 なお、精神疾患により休職した教職員の職務復帰を支援する者(復職サポート職員)を県立学校に配置、又は市町村(組合立)学校に派遣することが可能。
39 高知県	精神疾患を原因とする病欠又は病欠休職(引き続く120日を超える病欠休職に限る。ただし、県教育長が特に必要と認める場合を除く)から復職しようとする教職員	なし	①流れ 本人からの届出に基づき、学校長経由で県教育長への必要書類の提出を受けた者で実施許可となった場合、実施計画書に沿って所属校で実施する。 ・プログラム終了後、心の健康対策委員会は本人との面談を行い、復職にあたっての留意事項等をアドバイスするとともに復職可否について県教育長に意見見申す。 ②内容 第1ステップ[学校内の雰囲気(慣れる(平日程度))] 第2ステップ[学校生活に适应する(児童生徒の在校している時間帯)] 第3ステップ[平常の勤務に慣れる(児童生徒の在校している時間帯)] 第4ステップ[担当校務を全てこなす(正規の勤務時間帯)]	原則4週間(ただし、心の健康対策委員会が必要と認めた場合は変更できる。)	あり 通勤を含む実施期間中の傷害保険に加入することとし、県教育委員会が負担する。	R3年度 対象者2名 職場復帰者1名 対象者が少ない状況であるが、職場復帰に向けて一定の効果がみられている。	「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会」の委員 ○公立学校教職員疾患(主として精神疾患)に関することについて審査を依頼し、意見を求めるために設置。 ○委員は、医師・学識経験を有する者及び高知県公立学校教職員の中から教育長が委嘱。	「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会」からの意見 ○職場復帰サポートシステム実施時上記委員会委員(医師を含む3名)により面談を行い、対象者の復帰の可否に関する意見を伺う。	校長は勤務状況を把握し、適切な支援を行う。また、復職が必要と認められる場合は、勤務状況報告書を県教育長へ提出する。	随時	特になし
40 福岡県	精神神経系疾患による休職者	あり	・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容等を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は当該所属にて行う。 ・実施時期を4つ程度に区分し段階的に訓練を行う。	4週間程度(必要と認めるときは4週間以上8週間以内の期間で実施することができる)	あり 職場復帰訓練中の事故等に対する補償のため傷害保険に加入。	本人の所属する職場で実施することで、復帰後の職場環境及び人間関係等に徐々に慣れさせることができる。また同時に、職場の受入体制を整えることができることから、一定の効果も上げている。	福岡県教職員身体検査審査委員会(福岡県教職員身体検査審査委員会は、福岡県教職員身体検査審査会規則により、「学識経験者」、「学校医」、「その他教育委員会において必要と認められた者」から任命又は委嘱することになっている。精神神経系疾患に関する事項については、現在は精神科医4名で構成している。)	職員の状況に合わせて、個別に具体的に判断を行ったため、復職を判断する基準を設けていない。	なし	なし	なし
41 佐賀県	精神神経系疾患により休職している教職員又は一般疾病により休職している教職員のうち後遺症等が残っている者	あり。訓練結果を審査委員会の参考資料とする。	佐賀県教育関係職員の休職及び復職に係る保健管理要綱に基づき、所属校で段階的な復職訓練を実施 本人の希望に基づき、審査委員会が審査を行い、その結果「訓練すること」を認めた後に実施 ・所属長は段階的な復職訓練計画を本人と協議し作成し、訓練の実施に当たっては主治医と連絡を取り、計画の調整が必要な場合は指導を得る。 ＜プログラム例＞ 第一段階 職場に慣れる時期 3～4時間 第二段階 徐々に時間を増やす 4時間～フルタイム 第三段階 復帰後の業務を想定した内容 フルタイム	2か月程度	職場復帰支援に係る「復職訓練」中の傷害保険に加入し、再発予防のための自己管理能力を身に付けるうえで役立っている。また、職場の管理者や他の職員が、職場復帰に係る環境を整えるうえでも効果がある。	主治医 嘱託精神科医(審査委員)	・意欲が十分あるかどうか ・通勤時間帯に安全に通道できるかどうか ・フルタイムの勤務ができる体力があるかどうか ・疲労が翌日までに回復するかどうか	復帰後、2週間の就労状況は報告書の提出をさせて、その後も3か月ごとに病状や勤務状況を把握している。通常、復職後1年間は1管理とし、その後は病状に応じて勤務軽減を段階的に解除している。	復職後の経過観察は、3か月以上経過観察している。ただし、職務の制限を加える必要があり、定期的な医師の医療行為を受ける必要があると規定し、所属長に連絡している。通常、復職後1年間は1管理とし、その後は病状に応じて勤務軽減を段階的に解除している。	なし	所属していた学校に配置する。 ・復職後は管理区分を8「勤務の制限を加える必要があり、定期的な医師の医療行為を受ける必要がある」と規定し、所属長に連絡している。通常、復職後1年間は1管理とし、その後は病状に応じて勤務軽減を段階的に解除している。

1-2-12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず受講しているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期 (各段階の開始時期)	(5)受講者に対する公表による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
42 長崎県	復職審査会に諮る精神性疾患で休職中の教職員で、復職訓練の実施に同意し、かつ主治医の同意を得た者	なし	在籍学校の校長が、学校における復職訓練の内容について、当該職員との面談を十分に行い、主治医と相談して計画する。 (訓練内容例:事務職員) 1 第一段階(文書整理・出勤簿整理等)2~4時間 2 第二段階(文書整理・出勤簿整理・福利厚生事務等)4~6時間 3 第三段階(文書整理・出勤簿整理・福利厚生事務・旅費事務等)6~8時間 4 第四段階(通常の業務に合わせた補助等)通常の勤務時間	6週間から2ヵ月程度	なし	・訓練時間を段階的に増やすことで徐々に業務に慣れ、復職後スムーズに通常業務に取り組みやすくなること。 ・短期間での再発防止。 ・訓練期間中に代替者との業務引継ぎができること。	医師	○疾病改善度、再発の可能性、服薬、通院等の必要性等の状況を検討した上で、職務遂行が可能であること。 ○復職訓練等をもとに、訓練内容に備えることができ、職場復帰に向けての意欲が見られること。 ○復職後、家族の支援等が得られる状況にあること。 ○生徒指導上の対応、教科等の授業の指導ができること。 ○教職員、保護者等との人間関係を確立できること。	学校における支援を継続的に行うよう通知するとともに、学校訪問など機会をとらえて経過観察を続ける。	なし	復職者の在籍する学校に対する人的配置等は特段行っていないが、本人の異動に対しては、以下のような配慮を行っている。 ○転勤の負担のないよう、復職後すぐの異動は極力避ける。 ○その後、異動する際は、主治医等の意見を参考に、可能な範囲で、学校規模、通勤距離等、異動先を配慮する。
43 熊本県	熊本県教育委員会の任命に係る職員のうち精神性疾患等により休職中の者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的大きな仕事をこなす。徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	原則4週間	なし	・休職者の復職後の勤務に対する不安を軽減すること。 ・休職者の復職に際して、良好な職場環境をあらかじめ整備できること。 ・休職者の病状の回復状況及び職務への適任状況について管理職が主治医と直接連絡を取り合い、休職者への適切な治療方針が確立できること。	・学資医経験者 ・関係行政機関職員	医学的にみて、職務に対する健康上の適否	なし	なし	精神性疾患により休職した職員の円滑な職場復帰を図るため、勤務の軽減を図ることを目的とした復職支援休暇を設けている。
44 大分県	精神疾患により休職を命じられた教職員	あり	精神科医4名で構成された健康診断審議会において、以下の日程で順に審議した復職に向けての支援をしている。 ①復職希望の書類審査(健康診断審議会) ②面接(健康診断審議会) ③復職訓練1日目・短時間の勤務から始める(各学校において計画している。) ④復職訓練2日目・通常勤務 ⑤復職訓練3日目・分掌業務担当 復職最終審議会(健康診断審議会) ※3か月の復職訓練で足りない場合は延長したり、きちんと勤務できない時には再度休職に差し戻される場合もある。	支援期間は、3か月の復職訓練を含み5か月以内とする。	なし	復職への準備を段階的に3ヶ月間で行うことにより、職場復帰し、また再度休職することを防いでいる。また休職者が自分の勤務実態を自覚することで、無理に復職することを防いでいる。休職者の心理的、身体的な負担が軽減されるようにしている。	健康診断審議会を構成する精神科医4名	・復職準備期間中の面接時からの回復度合い ・教員としての職務に耐える状態まで回復しているか	・こころのコンシェルジュ(本年度11名設置)の学校訪問時の個人面談 ・教育人事課から校長への経過観察依頼 ・福利課保健師による健康診断時の個人面談 以上のような対応によりケアしている。	なし	特に設定はしていないが、学校訪問の際には、管理職と一緒に話を聞くようにしている。
45 宮崎県	宮崎県教育委員会の任命に係る教職員	あり(精神性疾患により休職中の者)	原則として4週間とし、目的に応じた4段階で実施 ・第1段階 学校の雰囲気慣れる。 ・第2段階 仕事の内容に慣れる。 ・第3段階 授業に慣れる(教諭の場合)。 ・第4段階 職場復帰に向けて具体的な準備を行う。実施場所は休職者の所属校	原則4週間	あり ・普通傷害保険対象者が職場復帰トレーニング実施中及びその通勤途上に事故にあつた場合の補償 ・賠償責任保険対象者が、職場復帰トレーニング実施中に第三者の身体及び財産に損害を与えた場合の補償	精神性疾患等により休職中である教職員の円滑な職場復帰及び再発防止を主たる目的としており、対象者、家族、主治医、学校長、教育委員会の情報共有が密になるとともに、所属教職員の協力を得ながら復職後の良好な職場環境づくりに資する効果がある。	医師を委員とした疾病審査会	・主治医の診断 ・復職支援プログラムの実施状況 ・精神疾患となった要因の欠如	・表情や行動が安定して意欲をもって勤務しているか ・自信をもって勤務しているか ・担当業務を適切に行っているか ・同僚と違和感なく協力して仕事ができるか ・児童生徒や同僚と自然に接することができるか。 等の内容で経過観察を依頼	なし	所属していた学校に配置する。主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。
46 鹿児島県	鹿児島県教育委員会の任命に係る学校教職員及び教育委員会事務局職員等であつて、精神障害の疾患で休職中の職員(希望者のみ)	なし	希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導の下に計画的に勤務する。	原則として、4週間	・実施期間中は、休職中に通常支給される給与以外に支給されない。 ・実施期間中の事故については、地方公務員災害補償法による補償を受けることはできない。	・所属長及び所属職員は良好な環境づくりに努めるとともに、当該職員の円滑な職場復帰を支援している。 ・文書整理等の軽作業などを段階的に実施していくことにより、職場復帰に向けた具体的な準備を行うことができている。	鹿児島県立学校職員健康診断諮問委員会を設置し、諮問委員として医師を任命している。	主な基準として、 1 現在の職場へ戻る前提で復職が可能かどうか。 2 主治医の診断が復職可能と判断されているか。 以上のようなことを総合的に判断している。	なし	なし	特別な配慮は行っていない。
47 沖縄県	精神性疾患により休職した教職員	なし	職場復帰前支援プログラム(復帰訓練)と職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。	復帰訓練と慣らし勤務のいずれも原則4週間	公費で傷害保険に加入	実施により円滑な職場復帰が図られているほか、実施結果が健康管理審査会における復職可否の判断材料となっている。	医師	医師2人(うち一人は公立病院の医師)の診断書及び産業医の意見書	なし	なし	職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)期間中で特に必要と認められる職員に対して、補充職員を配置している。
48 札幌市	札幌市教育委員会が所管する市立学校に勤務する校長、園長、副校長、教頭、主任教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び学校事務職員のうち、次の各号の一に該当する者。 (1)負傷又は疾病により長期休職中又は休職中の職員のうち、主治医又は指定医師がその必要性を認めた者。 (2)札幌市立学校職員健康審査会の審査により職場復帰を実施することが適当と判断された者。	なし	休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間で、毎日出勤できる状態をつくり、その後、段階が進むにつれ、負荷を増し、最終的には、フルタイムでの通常勤務と同程度のことを行う(以下、実施例)。 第1段階:職場の雰囲気慣れる時期で、1週間行う(1日2~3時間で、業務内容は文書作成補助、図書管理、整理)。 第2段階:職務を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日4時間、業務内容は、補助的作業、会議参加)。 第3段階:職務の実際を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日5~8時間)。 第4段階:復帰のための具体的な準備期間で、3週間程度行う(1日8時間)。	復職前4~12週間程度(通常は、8~12週間程度行う場合が多い。)	なし	職場復帰又は復職する前に、職務遂行能力の回復状況を確認し、円滑な職場復帰を図るという目的について、効果が得られている。	札幌市立学校職員健康審査会委員(医師5名。)	・主治医の診断 ・指定医師による面談 ・職場復帰の実施状況 これらを踏まえて、審査会により復職の可否を判断している。	健康審査会において決定した措置状況に応じて、産業医、保健師またはセラピストが面談等を実施。	職員の状況に応じて、必要な期間	健康審査会において決定した措置状況に応じて、負担軽減を実施。
49 仙台市	【対象職員】 仙台市立学校職員 仙台市教育委員会事務局職員 【対象内容】 病状休職者、及び1月超の病状休職中の者	なし(状況により個別に判断)	①慣らし勤務 産業医、本人、所属長、人事担当課が相談の上、3~6週間程度の期間、現任校において4時間、6時間、フルタイムと段階的に勤務時間を延長し、本来業務への円滑な復職を目指すプログラム。 ②リワーク研修 産業医、本人等が相談の上、6~8週間程度の期間、リワーク室においてグループワークやロールプレイを実施。	①慣らし勤務3~6週間程度 ②リワーク研修6~8週間程度	必要に応じて、傷害保険に、自己負担で加入すること	スムーズな職場復帰と再発防止につながった。	主治医 産業医	医師2人(主治医・産業医)の診断書(慣らし勤務の状況等を踏まえ、総合的に判断する)。	復職後、定期的に産業医等の面談を実施する。	原則、復職後3ヶ月間	現任校への配置を原則とする。 主治医・産業医の所見等を踏まえ、必要に応じて業務内容の見直しを行っている。
50 さいたま市	精神疾患による休職者	あり	復職前に職場(学校)に適応させるため、あいさつに始まり、校務事務などの内容を勤務校において行う。	4週間以上	市負担で傷害保険に加入	復職に向けて心身と生活リズムを整え、徐々に職場に慣れることができる。	さいたま市教職員健康審査会委員(医師10名)	さいたま市教職員健康審査会の審中	3ヵ月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による経過観察報告書	個別に審査会各審による期間	特になし

1-2-12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講者の求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費に対する保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
51 千葉市	休職・病欠休暇中で主治医よりリハビリ出勤可の診断を受けた職員	あり (休職者のみ。ただし、産業医の意見によっては不要と判断することもある。)	【リハビリ出勤】 主治医からリハビリ出勤可と診断された後に、リハビリ前面談及び復職調整会議(出席者:職員、上司、人事担当、産業医、産業保健スタッフ)を行い、各関係者が情報共有しながら、産業医主導の元、当該職員に合わせた支援を行っている。 第1段階:職場環境に慣れる(週5日、2時間程度) 第2段階:仕事の内容になれる。 軽度な業務補助(週5日、4時間程度) 第3段階:復帰後の勤務を想定した業務補助(週5日、フルタイム) ※基本は第3段階の形で実施していくが、必要に応じて併し方らる場合や長期間の場合は第4段階に分けて実施することもある。	【休職者】 2~3ヶ月程度(ただし、必要に応じて実施期間が3ヶ月以上となることもある。延長もあり) 【病欠休暇取得者】 1~2ヶ月程度(病欠休暇取得可能な期間に合わせて実施)	なし	チェック表などを用いて生活リズムを整え、規則正しい生活を実現していくとともに、自分自身の疲労度合いや気分が落ち込んでくるようであれば、自己管理能力を高める。復職時に想定されている業務や環境になれるとともに、職場でのコミュニケーションなどの向上を図ることが出来る。	【休職者】 健康審査会(産業医、精神科医)の判断を受け、人事担当者が最終的な決定を行う。	【休職者】 主治医からの診断書、ハビリ出勤の実施結果、産業医との復職前面談などの状況を健康審査会が総合的に審査・判定を行う。	産業医による復職後面談を実施。 (概ね、復職1ヶ月後に実施。ただし、産業医の判断により、未実施となることや、2回目の復職後面談を実施することもある)	産業医が、復職前面談時に判断	主治医の意見や産業医との面談の中で産業医、当該職員、人事担当と話し合い方向性を決め、所属長が校務分掌等の配慮を行い、勤務負担の軽減を図る。
52 川崎市	精神疾患により職務を離れている長期療養者で、本人からの申出により、主治医、産業医等を行うことが適当と判断した者	原則、受講することとしており、復職審査の際に実施状況が分かる資料を提出させて、復職の判断材料としている。	職場復帰のための試し出勤計画を作成する。試し出勤の時間、内容等については、本人、所属長及び主治医又は産業医等との間で、協議して決定する。試し出勤を実施する場所は、原則として所属する職場とする。ただし、これにより困難・脅かされる場合は、本人、所属長及び主治医又は産業医との間で、協議して決定する。	再発防止や円滑な職場復帰の観点から、復職予定日の4~8週間前からの程我等の準備はないこと、自己判断での保険加入を勧めている。	受講者に対する公費による保険措置はないが、実施中の程我等の準備はないこと、自己判断での保険加入を勧めている。	円滑な職場復帰と再発防止を目的とする。	川崎市教職員健康審査委員会として、教育委員会関係以外では、市職員の医師(様々な診療科の医師が参加)、川崎市関係部や学校職員が委員に入っている。	主治医の診断、学校の意見(復職を受け入れる体制等)、試し出勤の状況、産業医や産業保健スタッフの意見を参考に、医師の委員を中心に、業務や関係等で、復職に問題がないかを判断する。	面談等により、復職後の状態について把握し、ケアを行う。	職場復帰後フォローアップとして、1か月、3か月、6か月面談を実施する。状況により、フォロー面談を随時実施する。	所属校に復帰することを原則とする。復帰時に職務軽減等の配慮が必要となる場合は、必要と判断し、職務軽減や学校管理職、教職員課等で調整を行うが、人的措置は行わず、職場での対応を基本とする。
53 横浜市	精神疾患で休職している教職員	職場復帰訓練の要綱を改訂し、平成25年10月から職場復帰支援訓練の実施を開始している。	原則として所属校で実施。出勤訓練から始め、事務作業、児童・生徒と接するまでを段階的に行う。プログラムの作成から教職員健康相談室のソーシャルワーカーや精神科専門医が相談・助言を行い、学校事情や休職者の状況に合わせて個々に作成している。	原則として、4週間から8週間	なし	休職者の復職への不安軽減や円滑な職場復帰に効果がある。また、管理職が復職後必要な業務上を具体的に検討することで、復職可否の判断が的確に行えることにより、円滑な職場復帰及び再発防止に効果がある。	主治医及び横浜市教職員健康審査委員会5名	主治医の診断書等の審査資料をもとに、医師が委員となっている横浜市教職員健康審査会により、復職の審査を行っている。	・教職員健康相談室の医師による面談を復職後、おおむね6か月以内に実施する。 ・必要に応じ、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、本人および管理職と面談を行う。	教職員健康相談室の医師による面談を、必要と判断するまで。	精神疾患による休職から復職する際、円滑な職場復帰及び病気の再発防止のために必要と認められた場合、非常勤講師等を復職後、最長で8週間配置し、勤務の軽減を図っている。
54 相模原市	市立小学校、中学校及び義務教育学校の教職員のうち、心身の故障により休職中の教職員で、これを行うことを申し出た者	なし	職場リハビリテーションは、原則として所属する学校内で行う。 ①主治医と連携を図り、段階的に回復に向かえる効果的な内容とする。 ②本人、その家族の希望及び主治医の意見を反映させた内容とする。 ③補助的な事務及び作業等にする。	3月を超えない範囲内で、主治医の意見に基づき申し出た期間	なし	令和3年度は、事務職員までこのプログラムを実施した者がいないが、プログラムを実施することにより勤務への不安軽減や自信の回復に効果がある。	教職員健康審査委員会(医師5名)	・主治医の診断書結果・教職員健康審査会の予備審査(事前面談)による意見書 ・職場リハビリテーション実施等からの勤務に向けた校長意見	復職後のフォローアップ面談 実施者:産業医・精神科医・保健師 復職後:1~2週間、1か月、3か月、6か月 教職員健康審査会の審査結果と本人の意向に応じて実施	健康審査会の審査結果に基づき、復職の可否を判断する。	審査結果に応じ、勤務時間や勤務内容の配慮あり。
55 新潟市	精神性疾患により休職中である職員で、復職を希望する者	本人の申し出に基づいて行う。復職の条件ではない。	①復職に向け意欲を高める時期 出勤時間に合わせた外出、図書館等での文献研修、コンピュータ操作 1日3時間程度(午前)、5日間程度 ②学校になれる時期 諸表簿の整理、文書受付事務、文書整理、関係書類の確認 1日4時間程度(午前中)、5日間程度 ③復職に向けた具体的な準備期間 学校財務の一部、分掌事務の一部、衛生管理の一部 1日6時間程度、5日間程度	最短3週間 対象者の実施申出の状況に応じて変更することができる。	公費で傷害保険に加入	令和3年度、職場復帰支援プログラムを実施した事務職員等はなし	医学に関する学識経験を有する者。	健康審査委員会が文書(本人の願い、医師2名による診断書、校長作成による観察報告書、職場復帰支援プログラム実施報告書、職場復帰支援プログラム日誌)により検討する。	職場での状況(授業、事務処理、児童生徒の対応等) ・通院や服薬の状況 ・精神的な状況 ・対人関係 等	復職から3か月及び6か月経過後に観察報告書を作成する。	なし
56 静岡市	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に該当して休職にされた職員又は静岡市職員職務時間、休職等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号)第14条に規定する病欠休職を取得している職員であって、次に掲げる要件を満たすこととする。 (1)医師による試験就労が必要又は効果的である旨の医学的見解があること。 (2)当該職員が試験就労の申出をしていること。 (3)職場の理解及び協力が得られ、職場において受入れが可能であること。 (4)市民等の第三者及び他の職員並びに物品その他の財産に何らかの危害又は損害が生じるおそれがないこと。	なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、静岡市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	第1段階:…1日4時間程度で職場に慣れる程度の簡単な業務 第2段階:…1日6時間程度で実践的な業務を始める 第3段階:…フルタイム勤務。本来業務を行う 各段階は、就労試験の長さによって段階的に決める	1月以上3月以内において所属学校が定める。ただし、教育委員会事務局教育科教職員課厚生・給与担当課長(以下「厚生・給与担当課長」という)が必要と認めるとは、当該期間を最長1年を限度として延長し、又は2週間を限度として短縮することができる。	公費による保険措置は行っていない。	プログラムに基づいた訓練内容に沿って、段階を踏みながら徐々にリズムを作っていくことにより、その結果、ほんのりとした気持ちよさを感じたり、復職に向け意欲が見られるようになった。	健康審査会担当医師3名	・主治医が職場復帰可能と診断していること。 ・病状が職場復帰(復職)しても問題がない程度まで回復していること。 ・職務遂行能力が少なくとも7~8割程度に回復していること	・主治医の「復職可」の診断が出ている。 ・復職訓練の課程において、規定以上の日数を休まずに修了している。 ・規則正しい生活リズムが確立されている。	復職後のフォローアップ面談 ・保健師による経過確認(校長、教職員課職員)により、復職後の状況を確認し、必要に応じて実施	原則、所属していた学校に復帰する。主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する
57 浜松市	浜松市教育委員会の任命に係る小学校、中学校及び高等学校に勤務する教職員(前浜松市教育委員会職員職名規程(平成18年浜松市教育委員会訓令第1号)第3条第1号に規定する職員(ただし、延長及び幼稚園教諭を除く。))で常勤の者。	なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、浜松市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	第1段階:職場に慣れる…諸帳簿の整理、会計簿の点検、メールのチェック打ち出し等(原則として半日程度の訓練) 第2段階:学校事務の復職訓練の第一歩…第1段階の内容に加え、諸帳簿の記入、備品点検品の整理・点検、公文書事務(午後3時以降)の訓練 第3段階:学校事務の復職訓練…第2段階に加え、文書受付、起案文書の点検、服給・給付費関係事務(午後5時以降)の訓練 第4段階:通常の勤務を行う…学校会計事務、人事労務関係、庶務、文書受付・便箋、備品管理、就労後等(正規の勤務時間内)の訓練	①2週間 ②原則4週間 ※訓練対象者職員は、訓練期間において休休日及び休日を除く日3分の2以上の日数を出勤し、訓練を行う。	なし	・対象者は生活リズムが整えられ、復職に向けての構えや不安等の軽減を図ることができた。 ・学校長は対象者の復職状況や経過を把握することにより、復職後の対応について事前検討することができた。	医師会からの推薦を受け、教育委員会が教職員健康審査委員会として委嘱している精神科医師2名	・主治医の「復職可」の診断が出ている。 ・復職訓練の課程において、規定以上の日数を休まずに修了している。 ・規則正しい生活リズムが確立されている。	訓練中、教育委員会の保健師が学校訪問を行い、所属長、当該職員との面談を行い、保健師の指導を行う。 ・学校訪問時に校長より本人の体調や訓練の状況について、確認している。また授業参観もしている。	職員に状況に応じて必要な期間、経過観察を行う。	原則所属していた学校に復帰する。主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。

1-2-12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
58 名古屋市	精神性疾患により休職中の職員で、その病状が安定し、かつ復職準備検査を希望する教職員	なし	休職中の職員が復職面接前に所属の学校へ試験的に登校し、対象職員が休職前に従事していた職務を考慮して、主治医と相談の上、決定した業務を行う。	引き続き6～10日間	傷害保険に加入	円滑に職場復帰し、その後の再発防止に効果がある。	「復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者」	主治医の復職「可」の診断書、復職準備検査の実施結果と学校（園）長の意見書、産業医（又は衛生管理医師）が面接で復職「可」の判断、名古屋市職員傷病審議会委員の復職「妥当」の意見	保健師による電話または職場訪問での状況確認及び衛生管理医師によるフォロー面接の実施	職員の状況に応じて、個別に必要な期間	超過勤務命令や旅行命令等の発令を制限を加えることがある。
59 京都市	①精神・神経系疾患等で休職中の教職員 ②病状が安定し、かつ復職準備検査を希望する者 ③指導困難な状態に陥り、長期休業等3ヶ月以上取得せざるを得なくなった教職員の復職にあたり、教育委員会関係各課が協議し必要と認められた者	①なし（希望する場合のみ） ②なし（希望する場合のみ） ③あり	①療養の一環としてリハビリテーション勤務を実施する。 ②復職者一人に対して必要に応じ1週間につき10時間の範囲内で非常勤講師等を措置する。 ③復職者のうち、指導困難状態に陥り、そのことに起因して長期休業等に入った教員の職場復帰に当たり復職時集中指導を実施する。	①原則1月間 ②最大4月間 ③1年間	①あり（傷害総合保険） ②、③は、該当しない。	教職員の復職に対する不安や、復職に伴う負担を軽減することで、円滑な職場復帰及び疾病の再発防止を図っている。また、学校において、復職した教職員が復職後の業務遂行能力を確認し、受入体制を整えることに役立っている。	「京都市立学校幼稚園要休職員審査委員会」が審査等を担当する。同審査会は、医師によって組織され、教職員が病状に伴う長期の休職や職務遂行能力を確認し、受入体制を整えることに役立っている。	「京都市立学校幼稚園要休職員審査委員会」では、担当医からの診断書やこれまでの治療経過を基に、「職務に耐えることができるか」「再発の可能性はないか」といった観点から、復職の妥当性について判断し、教育長に具申を行う。	所属長が定期的に復職後の当該職員の状況把握を行い、必要に応じて、指導助言を行う。	復職職員に必要に応じて、必要期間、経過観察を行う。	休職の原因となった病気の種類や背景を鑑み、必要に応じて人事異動時に配慮を行っている。
60 大阪市	・教員以外の職員のうち、「精神及び行動の障害」による休職から復職する全ての者 ・「精神及び行動の障害」以外の疾患による休職から復職する者のうち、主治医より「復職時に就業上の配慮が必要」との見解が出され、復職後に勤務時間を短縮する措置など、勤務条件に大きく影響する措置を行う必要がある者	復職にあたっては復職支援事業を必須としている。	I 療養専念期 II 復職準備期 ・復職に向けての自己訓練（※） （※自己訓練期間中、本人は毎日自己訓練票を記入し、療養・復職準備状況報告書を週1回作成し、管理監督者へ提出する） III 復職後経過観察期 ・主治医による復職可能の判断・情報交換 ・教育委員会産業医等による面接実施 ・健康審査会にて復職の可否及び意見具申 IV 復職支援期 ・就業上の措置・配慮の実施（教育委員会産業医の意見により、復職後免除制度を適用。復職後1週目：4時間勤務、2週目：6時間勤務、3週目～フルタイム勤務） ・就業上の措置・配慮の見直し（産業医等面接を実施し、就業上の配慮が終了するまで）	・復職に向けての自己訓練は復職予定の1か月以上前から行う。少なくとも直前の2週間以上、週2日程度、出勤時間に合わせて職場までの通勤練習ができること。 ・復職後の就業上の措置期間は約1か月（最大3か月）。職員の状況に応じて短時間勤務から段階的に通常勤務へと移行。 ・就業上の配慮期間は職員の状況により、必要な期間実施する。	本人が自己訓練票を記入し、管理職がチェックリストで確認する方法に加え、本人が復職に向けて取り組んでいることや、自己訓練中に安心なこと、気づき、また取り組みなどが復職後にどう活かされるかを報告書に具体的に記述すること。 本人にとっては、自分な状況を把握し、再休職の予防策や今後の働き方について深めることができる。 管理職側も本人の報告書を読むことで取り組み状況を把握し、助言するなどコミュニケーションツールとしても活用できている。	健康審査会（委員は医師） ※復職の可否について意見を述べる。	・本人の状態（就労への意欲、就労に支障をきたさない健康レベルまでの回復） ・職場環境 ・主治医の意見（就業可能かどうか） ・産業医等の意見 健康診査に付議し、得られた医学的判定に基づき発令を行う。	・復職前の産業医等と面接において、復職および就業上の措置に関する計画に基づき、段階的に通常勤務へ移行する。 ・復職後は、業務日誌（計画・実施内容・評価）を作成し、管理職が確認する。 ・通常勤務移行後も就業上の配慮を実施し、適宜、産業医等面接を行う。	・復職後おおむね1か月後に産業医等面接を実施し、その後の経過観察を実施する。 ・復職後おおむね1か月後に産業医等面接を行う。	・復職後の就業上の措置として、勤務時間を短縮する場合、臨時職員の配置を核討	
61 堺市	精神性疾患により療養のため長期休職を継続している職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者	なし（任意）	○話し出動 通勤練習・事務処理等準備 職員会議への参加等 場所：現任校	○4週間程度（個別ケースにより期間調整）	なし	職場復帰に関する不安を緩和し、職場復帰を円滑に行う。	堺市学校職員健康審査会委員（産業医2名・精神保健担当1名）が、復職面接を行った精神保健担当医の意見書及び主治医の診断書をもとに判断する。	業務を滞りなく行えるかどうか。 ○復職支援プログラム（任意）の実施による見聞感 ○堺市学校職員健康審査会の事前面談による精神保健担当医の意見・評価 （日常生活の安定度、体調の整い度、集中力・理解力・体力の回復、職場の人間関係等の確認） ○堺市学校職員健康審査会の判定	・休職の原因となった事象への配慮状況 ・管理職とのコミュニケーション ・職場の同僚との人間関係 ・生徒や保護者との人間関係 ・職務の遂行状況 ・通院・服薬状況 ・出勤状況 ・その他体調で気になること	学期に1度、学校として1年間（個別対応は随時実施）	所属していた学校に配置する。
62 神戸市	精神疾患等による病状が安定し、かつ復職準備検査を希望する者	なし	フル出勤 所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復帰・復職に対する不安の解消を図る。	職場復帰約2ヶ月前から原則として4週間	なし（任意で一財学校厚生会の傷害保険・賠償責任保険に加入）	職場復帰前に一定期間の準備期間を経験することにより、復帰・復職に対する不安の解消を図り、職務への適切な対応が可能となることとして、円滑に職場復帰できる。併せて、復帰・復職後の再発等を防止する効果を期待できる。	産業医・衛生管理に詳しい専門知識を有する医師 主治医の診断書（復帰可能）/本人・校長の評価を基に審査する。	勤務状況の確認	個別の状況による。	原則、所属していた学校に配置	
63 岡山市	精神疾患等により休職している岡山市教育委員会の任命に係る庶務員担任教職員、岡山市立幼稚園・勤務する園長及び教諭並びに岡山市立岡山後楽館高等学校に勤務する校長、教頭、教諭及び養護教諭	なし（主治医の判断と該当者への同意により実施）	学校への在任時間を徐々に伸ばし、4週目には1日在校できるような慣らし勤務で、原則として対象者の所属で実施する。	原則として、4週間	傷害保険と損害賠償保険に加入する	職場復帰に向けて見通しをもつことができる。4週間の実施に合わせて、徐々に通常勤務に近い状態のプログラムが実施できる。	岡山市保健所長、岡山市こころの健康センター所長、その他教育委員会が必要と認める医師	医師2人以上、当該職員が復職が可能であるという診断がなされ、審査会でも同様の判定がされること	現在の本人の状況 ・職務の遂行状況 ・職場での状況 ・通院・服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係等 ・所属長の意見 ・現在の状況を3段階で表してもらう。	復職後3か月後と6か月後に「復職後状況報告書」の提出を求めている。	所属していた学校に配置
64 広島市	精神疾患等による病状が安定し、かつ復職準備検査を希望する者	あり	所属長が作成する職場復帰訓練計画に合意し、主治医の同意を得た上で、実施。 【計画】 第1段階：1週間（週5日 2時間） 第2段階：1週間（週5日 4時間） 第3段階：2週間（週5日 6時間） 第4段階：4週間（週5日 フルタイム） 【実施場所】 対象者の所属学校	原則2～8週間	なし	復帰後の職場環境、人間関係等に慣れさせるとともに、職場の受入体制を整えることで、スムーズな職務復帰につながっている。	産業医の資格を有する医師 ・病気が治っているか、再発の恐れはないか。 ・学校での勤務（児童生徒への指導、保護者対応等）が可能か。	所属校による健康状態の確認	復職3か月後の本人の勤務状況、療養状況等について、所属長から報告書を出してもらう。	健康診断の面接時に、人事に対する配慮事項を開き取って、所属長から報告書を出してもらう。	・健康診断の面接時に、人事に対する配慮事項を開き取って、所属長から報告書を出してもらう。 ・校長が、校務多量な軽減など可能な限り配慮を行っている。

1-2-12. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和4年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
65 北九州市	北九州市立学校教職員(大学は除く)のうち、精神神経系疾患により休職中の事務職員等	なし (ただし、職場復帰訓練の結果は「身体検査審議会」における復職判定の重要な資料となる)	・学校長が、本人や家族、主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・現場で実施する。 ・実施期間を5つに区分し、段階的に負荷を上げながら業務を実施する。 【第1段階】 期間:1週間程度、勤務時間:週3日、8:30~11:30 内容:文書整理やシステム操作確認 等 【第2段階】 期間:1週間程度、勤務時間:週5日、8:30~12:30 内容:代替職員からの引継ぎ 等 【第3段階】 期間:2週間程度、勤務時間:週5日、8:30~15:30 内容:代替職員の業務補助 等 【第4段階】 期間:4週間程度、勤務時間:週5日、フルタイム 内容:主担当としての業務遂行 等 ※第4段階の終わりに学校長、学校担当課長、担当保健師でミーティングを行い、回復状況等を確認する。 【第5段階】 期間:4週間程度、勤務時間:週5日、フルタイム 内容:主担当としての業務遂行 等	原則3ヶ月 (延長する場合でも、4ヶ月を超えない範囲)	なし 普通傷害保険等への加入を勧めている。	・段階的に学校環境(同僚や児童生徒との人間関係を含む)や業務に慣れていくことができる。フルタイム勤務期間を長く設定することで、復職後をよりイメージできるようになり、スムーズな復職につながる。 ・管理職をはじめとする学校側は、対象者の病状や特性を知る機会にもなる。回復状況や業務遂行能力を予め把握できるため、復職後の配置や支援を考慮する材料となり、受け入れ体制を整えておくことができる。 ・訓練結果は「産業医面談」と「身体検査審議会」の場で活用されている。産業医面談では復職の可否判断に加え、復職後の措置を検討する上でも役に立っている。	・身体検査審議会(学識経験者、市職員の委員8人で構成。学識経験者の中には、精神科医4名、内科医1名、外科医1名を含む。) ・身体検査審議会(学識経験者、市職員の委員8人で構成。学識経験者の中には、精神科医4名、内科医1名、外科医1名を含む。)	〈復職の目安〉 ①職場復帰に十分な意欲がある。②一人で安全に出勤できる。③所定勤務時間の就労が可能である。④1人役の業務遂行が可能である。⑤業務による疲労が翌日までに回復している。⑥主治医も①~⑤が可能と判断している。 上記の復職の目安について、「主治医の診断書」、「産業医の意見」、「職場復帰訓練報告書(学校長、教育委員会の評価)等を基に確認し、身体検査審議会での復職の判断を行っている。	復職後の再発防止に向けて、1ヶ月後、6ヶ月後、12ヶ月後に産業医や精神科医によるフォローアップ面談を行っている。	復職後12ヶ月間	・原則、現所属に復職する。 ・復職前の産業医面談で業務負荷軽減、時間外勤務の制限、その他指示事項があれば、遵守している。 ・定期異動の際には、本人の特性や状況等も配慮しながら人事配置を行っている。
66 福岡市	精神系疾患で病欠休職中の職員	なし	①職場復帰訓練 ・所属長は、訓練の実施時期や内容等について休職者の主治医、休職者本人、その家族等と十分協議し職場復帰訓練実施計画書を作成する。 ・徐々に職場に適応させる必要があることから、それぞれのステップの目標に応じ、原則として実施期間を4段階程度に区分し段階的に実施する(実施場所:休職者の所属する学校)。 ②健康管理専門員の配置 ・会計年度任用職員の保健師等2名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練に計画・実施に関する助言や復職後の健康管理等に関する助言を行う。	原則として、4週間	なし	①においては出勤することや、段階を踏んで業務に慣れることで円滑に復帰できる仕組みになっていると思われる。また、②については、職員の状況を教育委員会と学校長が情報共有できる機会であり、教職員においても相談等ができる機会となっていることから、効果があると思われる。	身体検査委員会として委嘱した精神科医3名	症状が改善し、職務の遂行に支障がない状態になっているかどうか	会計年度任用職員2名を教育委員会に配置し、復職支援として、復職後6か月間学校訪問による健康管理等の業務を行っている。	6か月間	年度中途の復職時は所属していた学校に配置する。定期人事異動時には、状況により配置の配慮を行っている。
67 熊本市	熊本市立学校等に勤務する教職員のうち、精神神経系疾患により休職中の者及び精神神経系疾患以外の疾患により休職中の者で精神神経系疾患も併せて患っている者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	4週間 ただし、必要に応じて4週間を超えて実施することができる。	なし	・休職者の不安解消 ・円滑な職務復帰	熊本市教職員等健康審査会(医師5名及び事務局職員3名により構成)	主治医からの診断書及び産業医の面談を参考に、職務の遂行に支障がないかどうか、健康診査会で判断を行う。	保健師による電話での状況確認及び必要であれば産業医によるフォローアップ面談の実施	職員の状況に応じた、個別に必要な期間	個々の状況に応じて、必要に応じて、必要な配慮を行っている。

※公表内容に変更があったため、令和5年3月29日更新(下線部)